

総務局ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、総務局のホームページにバナー広告枠を設け、次のように募集します。

1 募集ページ

- ・総務局ホームページトップページ

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/index.html>

- ・大阪市役所本庁舎の案内・フロア構成ホームページ

URL <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000004215.html>

2 広告掲載料金

1 枠当たり 月額 5,000 円（税込）

3 広告枠数

7 枠

4 広告掲載期間

- ・広告を掲載する期間は1か月単位で募集しますので、掲載希望者は掲載期間を指定してください。なお、申込順位により必ずしもご希望に添えない場合があります。
- ・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含みます。
- ・申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。
- ・バナー広告の掲載位置については指定できません。

5 バナー広告の規格

- ・縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- ・ファイル形式 GIF (アニメ可)、JPEG、PNG
- ・データ容量 4 キロバイト程度
- ・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくならないように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

6 掲載できない広告

大阪市広告掲載要綱第4条並びに総務局バナー広告掲載要領第2条及び第3条の規定に該当するもの

7 申込方法

- (1) 総務局バナー広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記入してください。
- (2) 総務局バナー広告掲載申込書を大阪市総務局行政部総務課（総務グループ）宛てメール又は郵送によりお送りください。
 - ・メール：ba0002@city.osaka.lg.jp
 - ・郵送先：〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市総務局行政部総務課（総務グループ） 宛
- (3) 大阪市総務局から掲載又は非掲載の決定通知が届きます。
※ 申込者が多数のときは先着順により決定します。掲載希望期間が重複する場合は、調整させていただくことがあります。
- (4) 掲載決定通知を受け取られたら、指定された期限までに納入通知書にて広告料金を納めていただき、上記(2)のメールアドレス宛てに、バナー画像のデータを提出してください。
- (5) 準備が整い次第、バナー広告が掲載されます。

申込みに当たっては、総務局バナー広告掲載要領を参照してください。

8 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

9 その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置に変更が生じる場合があるのでご了承ください。
- ・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、市が推奨等をするものではありません。

お問合せ先

大阪市総務局行政部総務課（総務グループ）

住所：〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-7411

FAX番号：06-6229-1260

メール：ba0002@city.osaka.lg.jp